

住之江区役所発注の物品等供給契約案件における随意契約の結果について

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約 理由番号	WTO
1	住之江区役所事務用乾式電子複写機(白黒及びカラー)による複写の単価契約(再々リース)	159 複写機(複写サービスを含む)	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社	955,163	令和7年4月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第6号	G27	—

随意契約理由書

1 案件名称

住之江区役所事務用乾式電子複写機（白黒及びカラー）による複写の単価契約
（再々リース）

2 契約の相手方

富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

3 随意契約理由

住之江区役所に設置している乾式電子複写機について、職員の業務遂行上、必要不可欠な機器であり使用できなくなった場合に業務に支障をきたすこと、また、昨今の物価高騰により単価増が見込まれることから、現在契約中の相手方である富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社と引き続き契約を行うことによって、経費の節減が可能となり本市に有利と認められるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

住之江区役所総務課（電話番号 06-6682-9903）